

## 日本漁業発展過程の解明(2)

——特に坊津鯉漁業についての一考察——

原 多 計 志

### An Interpretation on the Developmental Process of Fishery-economy in Japan

— Especially a Consideration on the Skipjack-fishery at Bonotsu —

Takeshi HARA

#### (一)

以上の坊泊鯉漁業の展開は、さらに構造的に、特に労働の諸関係を通して説明されねばならない。そうしてこそ漁業全般の問題になり得るからである。

まず、現象的に、そのうちの一部落、字泊の構成を見よう。

漁業	245戸
農業	25
公吏	40
雑	47
無	55
計	412

総戸数412戸のうち、主として漁業によつて生計を営むもの、245戸で約6割に及ぶ。このうち沿岸漁業者は9戸に過ぎない。しかも55戸の無職戸数の9割は漁民の未亡人であり、現在乗船していないだけ、乗船するものがないだけであつて、子供が生長すれば漁船に乗るのであるから、この部落の鯉漁業への依存度は圧倒的なものである。他は、公吏員40、雑47、そして農業はわずか25戸に過ぎない。さらに、この25戸も純粋に農業にのみ依存するのではなく、家族の誰かが漁業に従事しているか、従事させたいというのが殆んどである。まことに鯉漁業の部落というべきであろう。

しかし乍ら、これほどの鯉の部落になつたのは、そう以前からのことではない。藩政時には農民の比重はもつと多かつたのである。「坊泊水産誌」(以後水産誌と呼ぶ)には「文政4年には坊泊の戸数584戸(郷士45、在方297、門前55、坊浦97、泊浦83)」とある。当時の泊の戸数は不明であるが、3の門に属する農民があつた。この部落で、最多の戸数を占める吉原、織田、谷川の3姓が農民であつた。その他の何れが、前掲した文政4年の浦人83戸の末であるかは不明であるが、大部分が漁業に頼らざるを得なかつたであろう。中村姓が古くより網の権利を持つていたといわれるし、水産誌にも岩田姓が「明和年間に鯉漁業に従事した」と書かれている。しかも、これらの漁民が農民であつた三姓に、数において劣る事が古くよりの貿易港であつたこの地においても、以前における農業と漁業との安定度の差を示していると考えてよからう。ともかく姓別戸数は次の如くである。

姓(旧 農民)	戸 数	姓(旧 士 族)	戸 数	姓(それ以外)	戸 数
吉 原	32	石 井	10	林	25
織 田	26			前 田	22
谷 川	19			中 村	19
				岩 田	17
				大 山	10

註. 10戸以下略.

註. 郷土といつても、無祿のものであり漁業にも従事していた。石井姓がそれであり、また水産誌にも「赤崎市右エ門なるもの天知貞享の頃、宇治島において鯉船を始め」とある。この無祿の郷土は、薩藩の特徴であり、例えば土佐から藩によつて招かれて、枕崎において漁船業を指導した松元氏も、郷土となつたが無祿であり、鯉船に乗つていたという。(枕崎、木原氏談)

ともかく、玄関を波が洗うほどの部落において、以前は門制度による農村と、浦制度の漁村があつた。しかも、二つの部落は、はつきりと区別されていた。

それは大正の始めまで二つの青年会が存在し、対抗していた事から証明される。前に述べた如く、明治42年には、株式会社を設立し、全国にさきがけて動力船を使用した鯉漁業の先進地であり、また、古くより貿易業を営んで海の富を知りながら、尙、そうであつた事は注目すべき事である。お祭り等に、まゝ、惹起される二つの青年の乱斗に際し、後年、劣勢となつた農民側の背後には士族が控えていた。この事は、農民、土地、士族という一連の古い社会制度の強さを物語つている。

この二つの部落が同化してゆく過程、即ち、農民の漁民への転換がいかなる性質のものであつたか。勿論、大きくわければ、明治以後、動力の導入時期、それにつづく大型化の時代という漁業の発展に応じて転換してゆくのであるが、この過程の態様の分析こそ、逆に坊泊鯉漁業の発展を説明し、同時に、日本漁業問題の解明の一助ともなるであろう。

いま、古くからの農家であつた、吉原、織田両姓について分明せる44漁家の転換の表を示せば次の如くである。

年 令	50才以上	50~40才	40~30才	30才以下
1代漁家	3 (1)	3 (3)	4 (2)	4 (3)
2代漁家	12	5	3	2
3代漁家	—	—	4	3

註. カッコ内は今代に分家した数であるが本家関係不明のため1代漁家家とした。それ故に農家より転換した1代漁家の数はずつと少い。また、2代漁家については、分家関係不明のため表出しなかつた。

谷川姓を含めて旧来の農家には3代以上の漁家はない。そして上表に見られる如く、2代漁家、特に40才以上のものが圧倒している。3代漁家の年令が低いことと併せて考えて、その転換は2代漁家の主要部分と同じく明治以後であつたと結論されよう。

さらに、1代漁家は本家、或いは名主であつたものが多いことから、転換は、分家した2、3男が農業にのみ依存し得なくて行われるのであり、半農半漁という形をとる。ところで薩摩は古い制度が強く維持せられ、分家を許さなかつたので、明治以前にはこの形の転換はなかつたわけであり、農家には3代以上の漁家は存在しないことになる。

## (二)

漁村、農村の区別は、封建制下においては強弱の差はあれ、全国に共通のことである。問題は、その二つの村が維新前にすでに相当に発達していた鯉漁業の根拠地であつた坊泊において、はつきりと区別されていた事である。即ち、そのことは、鯉漁業の展開に大きな影響をもっている。漁業労働の特徴である船付、乗付（後述）制度を必然ならしめるからである。

水産誌によれば、坊泊鯉漁業は「天保安政の間、最も盛んにして坊村製造家 16 名、鯉船 23 艘に増加し……（鯉節の）製産額、年々百万本以上に上り、馬関、大阪等へ直輸出する者 3、4 名となり……」とあり、日本漁業発達史序説でも維新前に既に「初期資本家的性質をおびた協業」の一例として取上げられている。しからばいかにしてその発展に必要な労働を確保したであろうか。

そもそも、漁民の造出は農村に源を発すること勿論であり、漁業問題の始点も農民層の分解に始まることは周知のところである。発達史序説によれば

「鎌倉幕府以降の検地基調の下に鞏化されるに至つた貢租の強徴と商業資本の発達とは、農奴経済の分解を促進し、特に慶長以降の田畑永代売買禁止、慶安触書、分地制限の過程に示される全国的な農奴経済の分解、土地の高利貸資本への帰属は、農奴的零細耕作を一層零細化せしめると共に、農奴経済の植物的生存を保持せしめるために広汎に副業の普及となつて現れた。土地収奪によつて農奴経済の再生産の基礎を奪われるか乃至縮減せられた農奴の、遊離せられた労働力部分は、生活資料の生産の何等かの産業部門にその労働力を適用することを余儀なくせられた。……日本における全国的な規模への漁業の普及は、この農奴経済の分解過程において展開せられたところである。」

勿論、漁業が漁業として農業から分離して発展するのは、市場の発達があり、商品生産が可能となつたからである。幕末に既に、鯉節の生産地別の格付がなされ、前稿に述べた如く、天保 13 年に坊の森家は大阪、兵庫の間屋に 1 回 2 千両の販売をしている程であるから市場は相当に発達していた。この市場の発達につれて生産も発達するわけであるが、その発達のしかた、同時に労働力の確保のしかたは、各地において、つまり、古い制度の強弱の差によつて異なることは当然である。

ところで坊泊の場合、封建制は強固なものであつた。二つの村の後年までのはつきりした残存もこれを証明している。一般に薩摩においては、高利貸による土地収奪もさほど顕著ではなかつたといえる。それ故に、農民の漁業へのなだれこみは考えられない。明治以降の半農半漁としてならば大量の転換が可能となるが、当時においては全然、土地から離れての転換でなければならず、漁民確保の途は極めて制限されたものであつたと考えられる。このこと自体が商品生産の正常ならざることの証明であり、市場に引きずられて不自然な形をとらざるを得なかつたのである。

労力の確保にもこれが反映している。まずその労力は既存の漁民たる浦人が利用されたに違いない。次に他村の浦人も吸収する。古い経営における労賃分配に下の二通りがある。一は水揚（ミツナ）といい、「釣上の鯉を実価の $\frac{1}{3}$ 程度に見積り、之れを水揚と称し船員に分配する他は船主の所得になる。」

二は賃取といい、「日給制にして賄付 1 日 7 銭より 10 銭まで年々差異あり。」

註。水産誌より。前者は明治 20 年頃まで、後者は 30 年頃まで存在。

とあるが賃取は主として、他村の漁民が受ける配当であつた。それ故に、相当他村の漁民を利用したことが理解されよう。

しかし、他村にも浦の義務があると同時に、せいぜい近隣の漁村しか利用されず、これだけでは発展するために必要な労働を充すことは出来ない。まして、急を要する危険な鯉漁業においては、隣村漁民は頼りにならないものであつた。かくして、中核となるべき常備軍、船付、乗付の確保こそが必要となつたのである。

船付。「在方の貧困者の子弟、孤子等を幼少の頃より貰い受け自宅にて衣食を給し、1家族として、附属船の始末、製造の下使などさせて、まづ、餌取船より沖立するまで面倒を見て、1人前の漁夫になれば家を貸与し、可成これに主要なる地位を与へ、伎倆によりてはやがて船頭にも昇進せしむるもので、かかる特殊関係を有するものを船付と称する。」

乗付。「男児生るれば紙付紋付と称する模様ある紋付着物に瓶箱（祝酒入）及び白米3升を添へ、祝意と主従固めの印として親方より贈り、その児の将来の乗組船をきめたもので、生長して乗込むまで、その船より3合前（3割）の配当金を給与する。……又、年末には白米1斗宛、老幼には3升宛を貸与した。その他、毎年旧正月2日には船主宅にて盛んな船祝いを催し、船中1日は年1回の船主方の客間にて饗応を受けることを楽しみとしたもので、かくして相互の情義をつなぎ来り、これを乗付と称した。」

註. 水産誌。

この船付、乗付は当然、自由に下船することを許されない。その船に緊縛されて不平を述べることも出来なかつた。「情義上、最も緊密なる間柄にある」といつても、それはもつぱら親方からの言葉であつたことはいふまでもない。配当は「水揚」であり、実価の $\frac{1}{3}$ といつても、実価は一方向的にきめられる場合も多かつた。また、枕崎における実例の如く、約束の年限を乗船し、家を貰う筈の証文が、まさかの場合に見てもらつたら、とんでもないいたづら書きであつた、というぐあいの狡猾は、ままたつたに違ひない。

しかしながら、重要なことは、ともかく鯉漁業においては、ただに坊泊ばかりでなく、焼津においても、また、殆んどのところにおいて、大同小異のかかる形態による労力の確保がなされていたということである。いな、土地から全然離脱している故に家族の再生産までも責任をもたざるを得ない船付、乗付を確保せざるを得なかつたところに重要さがある。

そもそも、鯉漁業は協業を必要とするから、最初から多数の労力を要するが、この船付、乗付がその中核であり、まして漁業の発展につれて労力の需要が増大すればするほど、いよいよ、その多きを用意せねばならなかつた。それ故に、船付、乗付はゆがめられた商品生産の性格を物語るものであり、さらに分析しなければならぬ問題である。

註. 焼津における同様のものを見よう。

「漁夫はその船主に対し、上長或いは親子の感念を以つて仕へ、情誼の厚きことは実に想像以上の美しきものがある。もし、不幸にして不漁の際には船主たるものは、漁夫に対して金或は米を与へ、毎年正月2日を船祝日ときめて1人12.5銭（百四）を与へて船主の家で祝盃を挙げるを例としている。……されば船主は漁人の為、漁夫は船の為、互に親子の如き愛情を以て接し……明歴以降、漁夫の男子にして1才より10才までは若干の配当をし、11才1割、その後1年毎に1割づつを配当している。（東海漁業30年史より）。

### （三）

船付、乗付という労働形態は、古い、ゆがめられた商品生産に由来している。それ故に、さらに商品生産者たる船主を見る必要がある。

さて、前に述べた水揚げ及び賃取という分配方法は同時に行われた。いかに従順な忠僕たる船付、乗付の漁民でもこれを不公平と感ずるようになる。まして、年々の貧困さがあれば不平を抱くようになる。そして、緊縛からの脱出の希望をもつようになることは後述される如くである。だが、船主にとって、それほど安価な労働であつたか。

それは思うほど安価ではなかつた。船付、乗付という制度は家族の再生産までも責任を負うことである。しかも、協業といつても単なる労働の協業であつて生産力の増大をそのまま意味するものでない。そして更に、市場は、自己の労賃部分までも提供するところの米価を中軸として展開される競争場であつた。この場合、家族の再生産までの労賃——それはいかにも不充分であつたとはいへ——はそれほど安くはなかつたに違いない。かくして安くて——漁民にとつて——、高い——船主にとつて——ものとなる。

特に、家まで提供する場合、資本として利用すべきものを資本以外のものに固定させることであつた。これは以上の発展を阻止するものである。勿論、これが労働確保のための条件であり、その意味では生産にはつながるが間接的なことでしかない。

崩壊の時期にこの間接的な関連を声を大にして強調し、情誼と呼び、徳義と称して出来るだけ資本に利用しようと努力は続けられた。しかしながら、その声は「昔はよかつた」という悲鳴に終らざるを得なかつた。勿論、その間に、労賃を出来るだけ安くする努力、(多くの場合、それはごまかしとなる)がなされたことはいふまでもない。

註。枕崎で旧来の親方船(七反帆という)に対して、仲間船を始めた木原家の先代のその動機は船員に対する一方的な不合理を見かねての事であつたという。

しかしながら、それで解決する筈がなかつた。矛盾は商品生産そのものの性格に由来している。漁業が発展すればするほど矛盾もまた大きくなる。かくして船主は船付、乗付として漁民を支配しながら、その基盤は案外に弱体であつたと結論される。

ただ、明治以前においては種々の特権がこの崩壊を支えている。この特権が、商品生産の矛盾を含みながら、なお坊泊の漁業を発展させた原因である。即ち、鯉漁業の経営者は多くは商人であり、同時に海運業を兼ねていた。そして藩の御用をつとめることによつて特権を与えられていた。

1. 藩時代、5反帆以下は課税されたが、それ以上の船には課税がなかつた。いかに藩が貿易を、そして海運業を優遇したかが理解されよう。

2. 明治20年に発足した漁民の共同船「仲間船」に対し、旧来の親方衆の鯉船を「七反帆」と称した。(枕崎)これは鯉船の大きさを云つたのではなく、大きな船即ち運送船をもつた親方衆の鯉船ということである。

海上交通こそが唯一の交通手段であつた時代に、親方は運送業者としてこれを掌中にしていたのである。「藩による密貿易品の上に鯉節を積んで行つた」(坊、森吉兵衛氏)。このことは、藩命による無償の海運労働を充分に利用する機会が与えることであつた。そして市場を利用し得る商人として、巨富をつかむ機会も彼等のものであつた。かかる巨富が鯉漁業の経営者たり得るところのものであつたといへよう。

発達史序説の序文には

「薩摩藩の坊泊のように幕府の密貿易取締りによつて解体した海運業者の転業から鯉漁が始まり、鯉節は「納屋物」として取扱われ、暴風災害等から再起する為、上方の商業資本の息がかかるようになり、隻数もツンフト的統制下におかれ、船方も上地家屋の貸与、老幼家

族に対する代分け、凶年等における米金の貸与等によつて封建的な隷属関係に置く型、之は明治15年頃、船主ツフトの崩壊と共に船方の他船乗替によつて崩れてゆく。」

と書かれている。但し、これには註釈が要る。

1. 鯉節の統制は後期、その比重が他の商品、特に密貿易品に比べて低くなるにつれてゆるめられたこと。しかも運搬の際に報酬として特権的に許されること。この事によつて、先述した如く市場ルートを独占し得るのである。

2. 非常の際には藩が漁船建造を補助した。勿論、それは浦に与えられるものであるが、特定の所有に帰する場合が多かつた。それ故に、上方の商業資本の息はそれほど感ぜられない。むしろ、坊の森家には上方の間屋の借用証も残っている。

しかし、重要なことは、そんな特権によつて、例えば森家に代表されるが、薩摩ばかりでなく天草の鯉節も買い集め、五島においては鯉漁業を経営させ、それを集めて送るほどの間屋であり、生産者であるほど発展しながら、生産関係は依然として変らなかつた事である。これは薩藩における封建制の強さを物語る。先に述べた二つの村が後まで存在した理由もこれである。矛盾した商品生産という理由もここにある。商品生産の発展が封建制の崩壊と伴わないところの商品生産なのである。

勿論、鯉漁業においては技術的条件、即ち、生産手段の改善が後れ、坊泊のように自然には恵まれていても、なお生産は不安定であるが故に、商品生産としての発展にも限界があつたに違はない。

船付、名付はこの特殊な商品生産の特徴である。

#### （四）

このことは、船付、乗付の崩壊の様様が説明する。既に、明治15年に船付、乗付の他船乗替が始まつている。水産誌によれば、鹿児島市の瀬戸口某が「知人となりし当地蒲地才兵衛と15年2艘の鯉船を経営したので、同船に乗組たる釣子に対し、前船主より多年貸与していた住家の立退要求が起つた……」。これは代言事件といわれて長い間の紛争となつた。この頃まではまだ支配力があつたといえよう。

だが明治以降旧来の特権廃止、特に交通手段の発達によつて、市場と生産との間を独占する地位を奪われた後においては、旧来の船付、乗付に不利益をカバーさせる度合がひどくなつた事は想像される。漁民は常に不平を抱いて自由を欲していた。情誼を忘れたのはむしろ支配者側に原因する。即ち、新しい生産の体系が必要であるのに、古い生産関係たる船付、乗付制度を固執したのである。

しかし、明治20年頃まではこれを維持することが出来た。それまで新しい競争者はあらわれなかつた。何故かならば、新しい経営者は前の代言事件に見られる如く、その為には先ず家まで用意して船付、乗付の再現をはからねばならなかつたからである。船付、乗付も不平はあつても、どうする力もなかつた。

古い関係を覆えず新事態は別にあつた。それは、即ち、農民の漁民への大量の転換である。23男の分家が認められるようになり、同時に農業だけに依存し得ない農民が、より自由な漁民として賃取になる。この量が増加すればするほど、船付、乗付は無意味な制度にならざるを得ない。これは安価な経営を可能ならしめ、競争場裡に入つてくる。そして、また船付、乗付も吸収するようになる。

この大量の農民の転換が明治20年頃である。最初の表もそれを示している。事実、例えば、枕崎において親方の「七反帆」に対して、「間船」を木原氏が最初に経営したのは、20年であつた。しかも、その乗組員は親方に対して自由であつたところの在方の出身者が主であつた。否、むしろ、この在方出身の自由なる船員があつたからこそ、経営が成り立つたのである。その事情を「これなれば当時、三百円あれば舟を出せたから始めたのである。以前ならば、とても出来るものでなかつた」と木原氏は語っている。

豈、枕崎ばかりでなく、坊でも泊でもこの新しい船が発足した。しかも「仲間船」又は「間船」というだけ、その分配も「釣上高より経費を控除し、残金を船主15人前、船員各々1人前宛」で、これが大きな魅力となつて、七反帆の親方の制止を越えて船付も仲間船に乗りこむようになった。水産誌は次の如く語っている。

「明治15年の代言事件が動機となつて統制紊れ、住宅を他に求めて旧船主の覇絆を脱し、自由に自己の好む船に乗組むもの続出し、30年頃には組合規約には乗付釣子に対する制裁もあつたが住宅貸借関係なきものには実行されず、間船時代には（乗付）は全く其跡を断つに至つた」。

船主組合をつくり、やつきとなつて乗付を確保しようとする姿の中に崩れる音を聞くことが出来る。そして水揚——乗付の貸銀形態——は既に明治20年頃までで終つていたのである。後は経営にしがみ付くためのあがきに過ぎない。旧い制度に適應させた経営が新しい生産条件にもろくも崩壊してゆく姿を、この船付、乗付の終末が表現している。（未完）